





陽性になった方の療養期間

※入院している方、高齢者施設に入所している方は除く。

下の表を確認して、決められた療養期間の外出自粛をお願いいたします。

発症から7日間経過かつ症状軽快後24時間経過した場合に療養解除可能となります。
 8日目解除のためには、6日目までに症状軽快していることが条件です。
 (症状軽快が7日目以降の場合は、症状軽快した日の翌日まで療養し、翌々日に療養解除となります)。
 ※症状軽快とは「解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状も改善傾向である場合」です。

	月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
 症状のある方 (有症状者)	発症日	外出自粛 (発症日を0日目として7日目まで) 検温など健康状態の確認							療養解除	検温・感染予防徹底 	
症状のない方 (無症状者) 	検体採取日	外出自粛 (検体採取日を0日目として7日目まで) 検温など健康状態の確認							療養解除		
		外出自粛 検温など健康状態の確認	抗原検査 キット 陰性	療養解除	検温・感染 予防行動 						

診断後症状が出現した場合は、出現した日を0日目として「症状がある方」の表で療養期間を確認してください。

5日目に検査キット(自費購入)で陰性確認できれば、6日目に解除が可能です。
 ・【体外診断用医薬品】又は【第1類医薬品】と表示された抗原検査キットを使用してください。
 ・陰性確認をするための医療機関受診や県配付の抗原検査キットの使用は控えてください。